

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 の一部を改正する法律について

農 林 水 産 省
環 境 省

概要

法施行後、一定の効果をあげているが、食品産業の「川下」に位置する小売業などの食品関連事業者の取組が低迷していることから、これらの食品関連事業者に対する指導監督の強化と再生利用等の取組の円滑化措置を講ずる。

改正の内容

1．食品関連事業者に対する指導監督の強化

(1) 食品関連事業者に対する定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。(新設)
(第9条第1項関係)

(2) フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。(新設)
(第9条第2項関係)

2．食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画(食品廃棄物由来の肥飼料により生産された農畜水産物を食品関連事業者が引き取る計画)が主務大臣の認定を受けた場合、一般廃棄物に係る収集運搬の許可を不要とする。
(第19条及び第21条関係)

3．その他

再生利用等の手法に「熱回収」を追加する。(新設)
(第2条第6項関係) など

平成19年6月6日成立、6月13日公布(平成19年法律第83号)

施行期日...公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 の一部を改正する法律の概要

今回の法改正の背景：食品関連事業者の取組に格差（特に食品流通の川下の事業者（小売・
外食）の取組が進んでいない）

- ・多店舗・少量排出のため処理コストがかかる
- ・性状・品質が不均一で異物混入のリスクが高い など

食品小売業や外食産業の実施率目標
の達成者割合約13%

改正の方向：食品関連事業者（特に川下（食品小売業、外食産業）の事業者）に対する
指導監督の強化と取組の円滑化措置

食品関連事業者に対する指導監督の強化

定期報告義務の創設

食品廃棄物等の発生量が一定規模（年間100トン）以上の食品関連事業者は、毎年度、主務大臣に定期報告を行う措置を創設する。

食品関連事業者のあり方

フランチャイズチェーン事業を行う食品関連事業者の食品廃棄物等の発生量に、その加盟者において生じる発生量を含めて多量発生事業者であるかを判定する。

その他

再生利用等に「熱回収」を追加

食品循環資源を熱を得ることに利用すること等を「熱回収」として認める。

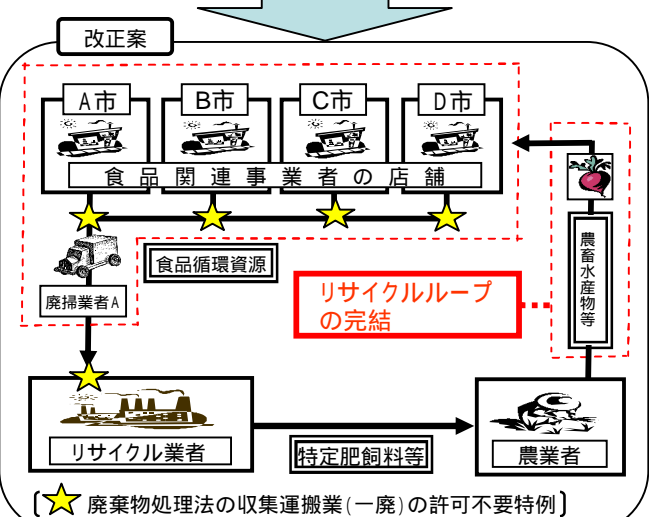
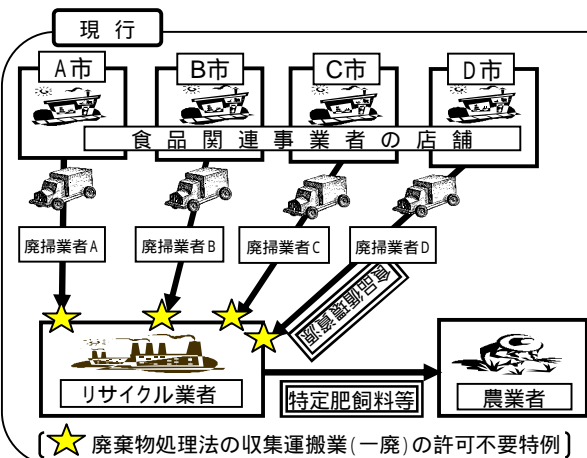
「中央環境審議会」の追加

基本方針や判断基準の策定、食品関連事業者に対する命令に際して意見を聴く審議会に「中央環境審議会」を追加する。

食品関連事業者の取組の円滑化

再生利用事業計画の認定制度の見直し

農畜水産物等の食品関連事業者による利用を含めた循環型の再生利用事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けた場合には、食品循環資源の収集運搬について、一般廃棄物に係る廃棄物処理法上の許可を不要とする。



食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の 一部を改正する法律の審議経過について

農林水産省
環 境 省

平成19年3月 2日 法律案の閣議決定、国会提出

5月18日 衆議院環境委員会 参考人質疑

- ・ 石川雅紀 神戸大学大学院経済学研究科教授
- ・ 笹本 猛 パレスホテルマーケティング部広報室室長
- ・ 崎田裕子 ジャーナリスト、環境カウンセラー

5月22日 衆議院環境委員会 法案審議・可決

5月24日 衆議院本会議において全会一致で可決

5月31日 参議院環境委員会 参考人質疑

- ・ 酒井伸一 京都大学環境保全センター教授
- ・ 百瀬則子 ユニー株式会社環境部長
- ・ 石井邦夫 株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役
- ・ 鈴木 満 日本自治体労働組合総連合現業評議会
清掃委員会委員長

6月 5日 参議院環境委員会 法案審議・可決

6月 6日 参議院本会議において全会一致で可決

6月13日 公布

公布日から6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

衆議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 食品廃棄物等の発生抑制は、循環型社会を形成する上で極めて重要であることにかんがみ、売れ残り等の食品残さを削減するため、発生抑制のみで達成すべき目標を設定するなど、食品関連事業者等の取組をさらに促進する方策を講ずること。

二 食品循環資源の再生利用を促進するため、リサイクルコストの低減、食品循環資源を原材料とする肥飼料等の安全性を含む品質の確保・向上を図るとともに、その肥飼料を利用して生産された農畜水産物の食品関連事業者等による着実な引取や利用を確保させる措置を講ずること。

三 食品循環資源のリサイクル・ループの構築を飛躍的に推進するため、肥飼料に関する農林漁業者等のニーズを的確に把握し、再生利用に関する技術開発の動向、関係主体間の連携体制等について広く情報を収集・蓄積して公開するとともに、各主体間の連携を推進するコーディネート等の人材の育成について施策を講ずること。

四 家庭から排出される食品廃棄物等の有効利用が不十分である状況にかんがみ、一般廃棄物に該当する食品循環資源の市町村による再生利用を促進するため、施設整備等への財政的支援も含めた市町村の取組を促す措置を講ずること。また、家庭から排出される食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用を推進するため、食べ残しの削減やごみの分別の徹底など国民の理解と取組を促進するよう普及・啓発等により一層努めるとともに、生ごみを粉碎処理するデイスポージャーの利用に伴う諸課題について、多角的な検討・評価を行うこと。

五 事業系一般廃棄物についても、再生利用を促進する仕組みとなるよう、市町村の取組を促す措置を講ずること。

六 熱回収については、食品循環資源の再生利用が困難な場合等に限ることを原則として安易な実施を抑制し、再生利用を行う事業者の取組や再生利用事業への今後の投資を阻害することとならないよう、再生利用等について優先順位を明確にする等適切な実施基準を策定すること。

七 バイオエタノールへの活用等食品循環資源の柔軟で合理的な再生利用等を促進するため、再生利用手法等の調査・研究・開発を主体的かつ積極的に推進し、その多様化を図ることにより、食品循環資源の再生利用率の大幅引き上げを早期に実現すること。

八 食品循環資源の再生利用等の促進に当たっては、バイオマス活用推進施策及び食育推進施策等の関連施策と密接に連携し、重層的かつ一体的な展開を図ること。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年六月五日
参議院環境委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、循環型社会構築の観点から、食品廃棄物等の発生抑制により環境への負荷を低減することが極めて重要であることにかんがみ、発生抑制の必要性を食品関連事業者に広く周知するとともに、発生抑制のみで達成すべき目標の設定など必要な措置を講ずること。

二、新たに再生利用等の手法として認められる熱回収については、これが安易に行われることにより熱回収より上位の取組である再生利用の取組が抑制されないよう、再生利用等についての優先順位の下、その要件を厳格にすること。

三、食品循環資源の再生利用等実施率目標の達成が図られるよう、食品関連事業者に対する指導・助言、食品廃棄物等多量発生事業者に対する勧告・公表等を適切に行うこと。なお、フランチャイズチェーン事業者も含め、食品廃棄物等多量発生事業者に該当する食品関連事業者の適切な把握に努めること。

四、食品関連事業者ごとの取組の格差が見られることから、食品関連事業者の優良な取組を評価し、国民や食品関連事業者に情報提供する制度を設けるなど、食品関連事業者の自主的取組を促す施策を積極的に講ずること。

五、再生利用事業計画の認定制度普及のため、再生利用に関する技術開発状況、取組事例など、各主体を結びつけるために必要な情報の提供等に努めること。また、食品廃棄物等の不適正処理の防止を図るとともに、特定肥飼料等及び特定農畜水産物等の利用を促進するため、安全性を含む品質の確保・向上などに万全の対策を講ずること。

六、中小・零細規模の食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するためには、食品関連事業者が共同して再生利用等を行うことが効率的であることから、こうした取組の促進に向けて、必要な支援策を積極的に講ずること。

七、現行制度で認められている再生利用手法のみでは、再生利用率の向上には限界があるため、再生利用手法等の調査・研究・開発を積極的に推進し、食品関連事業者の負担のより少ない手法を導入することにより再生利用率の向上を図ること。また、地球温暖化対策の観点からもバイオエタノールの活用など、再生利用手法の多様化を積極的に推進すること。

八、一般家庭からは、食品関連事業者から発生する食品廃棄物等とほぼ同量の生ごみが発生していることから、食べ残しの削減など、発生抑制の必要性について学校教育を含め普及啓発を行うとともに、地方公共団体と連携して、分別の徹底や再生利用の促進が行われるよう必要な措置を積極的に講ずること。

右決議する。